

光市談合情報対応マニュアル

平成16年10月4日

入札前又は入札後に、報道機関、業界、住民等から入札に係る談合情報（電話、文書、来訪等）が寄せられた場合の対応は、原則として、次により行う。

1 情報の確認

情報の確認は、その後の対応等を決める上で重要であり、できる限り詳しく内容の聞き取りを行う。

(1) 通報者の確認

対応職員の職及び氏名を明らかにし、通報者の住所、氏名、職業、連絡方法等の確認をする。なお、通報者が報道機関の場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

(2) 通報内容の確認（別紙1）

次の点に留意の上、通報の内容をできる限り具体的に確認する。

ア 工事名

イ 疑惑の内容（いつ、どこで、だれが、なにを、どうしたのか等）

ウ 情報源

エ 他の機関等への通報状況

(3) 通報者への示唆

ア 通報内容が具体的に確認できなかった場合

通報者に対して、その後の調査等ができない旨を示唆する。

イ 通報内容が具体的に確認できた場合

通報者に対して、必要な調査、措置等を行う旨を伝える。

2 通報内容確認後の対応（別紙1）

(1) 通報内容が具体的に確認できなかった場合

受信者は、速やかに通報の内容を契約担当者及び総務部長へ報告する。

(2) 通報内容が具体的に確認できた場合

ア 受信者は、速やかに通報の内容を契約担当者及び総務部長へ報告する。

イ 契約担当者は、資料（別紙2）を、公正取引委員会へ送付すること。

3 通報の時期による対応

調査（事情聴取）を行うため、通報の時期により、次のように対応する。なお、

通報内容が具体的に確認できない場合は、これ以降の対応は、必要ない。

(1) 入札前に通報があった場合

契約担当者は、必要があれば入札を延期し、その旨を入札参加者へ通知（別紙4）するとともに、資料（別紙2）を公正取引委員会へ送付する。

(2) 入札後に通報があった場合

ア 契約締結前に通報があった場合

契約担当者は、落札決定者との契約締結を保留し、その旨を当該工事の落札者に通知（別紙6）するとともに、資料（別紙2）を、速やかに公正取引委員会へ送付する。

イ 契約締結後に通報があった場合

契約担当者は、原則として、工事を一時中止し、その旨を当該工事の請負者に通知（別紙8）するとともに、資料（別紙2）を、速やかに公正取引委員会へ送付する。

4 調査（事情聴取）・調書の作成（別紙9）

(1) 入札参加者（入札辞退者も含む。）の事情聴取

入札参加者に対し、個別に通報内容に基づき事情聴取を行う。

(2) 工事費内訳書

入札後において調査を行う場合、入札参加者から直ちに当該工事の工事費内訳書を提出させ、内容等について照合する。

(3) 事情聴取者

原則として、契約担当者及び総務部長が事情聴取を行い、少なくとも2人以上の職員が立会する。

(4) 事情聴取書の作成（別紙10）

総務部長は、事情聴取後、速やかに、事情聴取書を作成するとともに、資料（別紙2）を速やかに公正取引委員会に送付する。

5 調査（事情聴取）後の対応

(1) 調査の結果、談合の事実が確認できなかった場合

ア 入札前の場合

契約担当者は、入札を延期している場合は、その解除を行い、入札参加者に解除の通知（別紙4）を行うとともに、入札参加者から誓約書（別紙11）を提出させた後、入札を再開（別紙16）するとともに、資料（別紙2）を速

やかに公正取引委員会へ送付する。

イ 入札後の場合

(ア) 契約締結前の場合

契約担当者は、契約保留の解除を行い、当該工事の落札者に通知（別紙6）するとともに、落札者から誓約書（別紙11）を提出させた後、契約を締結するとともに、資料（別紙2）を、速やかに公正取引委員会へ送付する。

(イ) 契約締結後の場合

契約担当者は、工事を一時中止している場合は、その解除を行い当該工事の請負者に通知（別紙8）するとともに、請負者から誓約書（別紙11）を提出させた後、工事を再開するとともに、資料（別紙2）を速やかに公正取引委員会へ送付する。

(2) 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合

ア 入札前の場合

当該入札の中止を決定し、入札参加者にその旨を通知（別紙4）するとともに、資料（別紙2）を速やかに公正取引委員会へ送付する。なお、この場合は、原則として、改めて入札を行う。

イ 入札後の場合

(ア) 契約締結前の場合

当該入札を無効扱いとし、当該契約の締結を取り止め、入札参加者にその旨を通知（別紙13）するとともに、資料（別紙2）を速やかに公正取引委員会へ送付する。なお、この場合は、原則として、改めて入札を行う。

(イ) 契約締結後の場合

当該工事の進捗状況等を考慮して、光市建設工事等指名審議会（以下「指名審議会」という。）において契約を解除するか否かの判断をする。

なお、原則的には当該契約を解除することとするが、この場合、請負者にその旨を通知（別紙15）し、出来高検査（打切精算）を行い、請負者に精算金を支払うとともに、資料（別紙2）を速やかに公正取引委員会へ送付する。なお、残りの工事については、新たに入札の手続を行う。

(3) 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合

ア 入札前の場合

「公正な入札執行の秩序を乱すおそれがある」として、前記(2)のアと同様の措置を行う。

イ 入札後の場合

5の(1)のイと同様の措置を行う。

6 指名審議会での審議

(1) 指名停止の措置

ア 調査の結果、談合の事実が確認できる明らかな証拠を得た場合は、光市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成16年光市告示第16号。以下「指名停止措置要綱」という。）に基づく措置を行う。

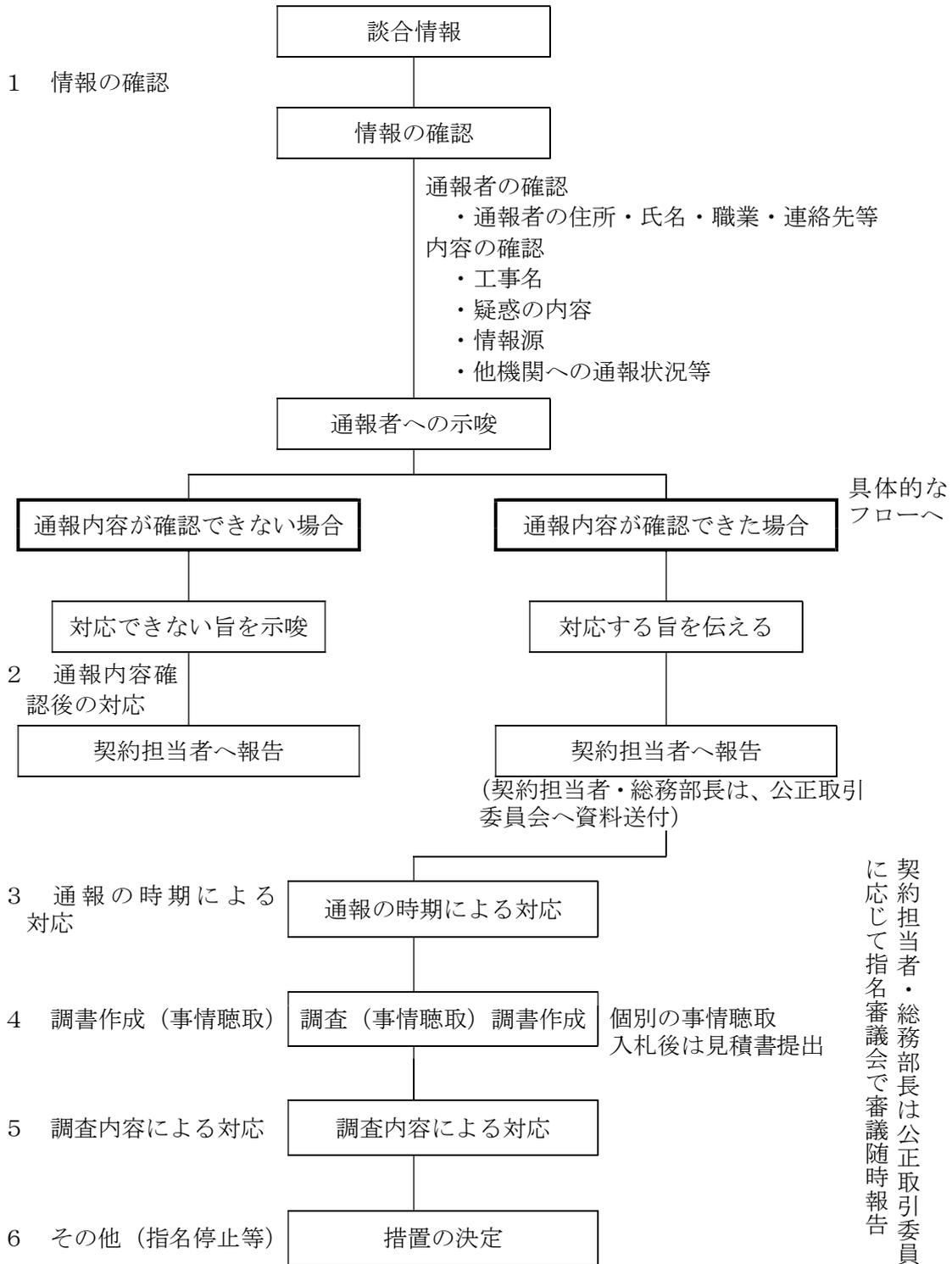
イ 調査の結果、談合の事実が確認できなかった場合及び談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合は、原則として、関係機関の判断を待って指名停止等措置要綱に基づく措置を行う。なお、談合の事実が確認できる明らかな証拠はないが、極めて疑わしい場合は、指名停止等措置要綱に基づき、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行う。

ウ 契約担当者及び総務部長は、逐次指名審議会に報告を行い、必要によっては審議を行う。

エ 調査の必要がある談合情報があった場合は、速やかに指名審議会へ報告し、その後の対応状況についても逐次報告する。

オ このマニュアルにより対応し難い事態が生じた場合は、指名審議会において検討し慎重に対応する。

談合情報対応マニュアル基本フロー



通報確認後の具体的な対応マニュアル



指名審議会へ随時報告
契約担当者・総務部長は公正取引委員会へ資料送付